

船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人介護人材が市内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材受入支援事業を実施する事業者に対し、事業の実施に係る費用について市が補助金を交付するにあたり、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年船橋市規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者(以下「事業者」という。)とする。ただし、第2号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 次条に規定する補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の市長が適当と認める民間団体。

(2) 船橋市税に滞納が無い者。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等事業

ア 研修対象者

市内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人とする。また、研修受講者の募集にあたっては、特定の法人で就労する者に限定をせず、市内広く一般に周知を行うこと。なお、他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することは差し支えないが、その場合は合理的な方法により費用按分を行い、市内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人に係る費用のみを補助対象とすること。

イ 研修内容

介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容(「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等)とすること。また、研修は講義(座学)のみならず、演習を取り入れて行うこと。

ウ 研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象にして介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう努めること。

エ 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

オ 研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。なお、研修対象者への学習効果を向上することや、市内の研修対象者同士の交流機会を確保すること等の観点から、事業実施期間を通じて、定期的に複数回実施する方法も考えられる。

カ 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。なお、国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、同事業で開発・運営している介護の日本語学習に関する WEB コンテンツを、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等を有効に活用すること。

(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業

ア 研修対象者

外国人介護人材受入施設等（受入予定施設等を含む。）の職員とする。なお、本研修の受入施設等は、在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とする。

イ 研修内容

外国人介護人材を受入れるにあたり施設等において必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介等とする。

(3) キャリアアップ支援事業

ア 助成対象者

第1号に定める介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の受講者のうち、特に優秀と認められた者又は一定の介護技能及び日本語能力を有する者。ただし、当事業の助成を受けられるのは1人につき1回までとする。

イ 助成内容

介護職員としてさらなるステップアップを図るために必要な介護に関する研修費用を助成する。なお、助成対象者が就労する介護施設等の中において、具体的にどのようなキャリアアップを目指しているか、また、助成金を活用してどのような研修を受講するか等についてあらかじめ明確にしておくこと。

(補助基準額及び補助対象経費)

第4条 補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1欄に掲げる事業ごとの別表第2欄に定める補助基準額と、別表第3欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較していずれか少ない方の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合計額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める期間内に、船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び条件)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が適正であるか審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- (1) 事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を得ること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を得ること。
- (3) 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (4) 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。

（交付決定の通知）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びその条件を船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の遂行）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（承認申請）

第11条 第7条第2項第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金実績報告書（第4号様式）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、書類の審査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金確定通知書(第5号様式)により補助事業者へ通知する。

(交付の時期等)

第14条 補助金は、第13条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に、おいて交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該事業の完了前に補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金概算払請求書(第6号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表

1 補助対象事業	2 補助基準額	3 補助対象経費	
(1)介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等事業	1事業者あたり 1,000,000円	介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施に要する費用	給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、その他市長が適当と認めるもの
(2)外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業	1事業者あたり 1,000,000円	外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施に要する費用	給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、その他市長が適当と認めるもの
(3)キャリアアップ支援事業	1人あたり 30,000円 に実受講者数を乗じて得た額	介護職員としてさらなるステップアップを図るために必要な介護に関する研修費用	助成金、その他市長が適当と認めるもの

(第1号様式)

船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
法人名・団体名
代表者職・氏名

印

船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

実施事業 (該当するものに○)	(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等事業 (2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業 (3) キャリアアップ支援事業
交付申請額	円
添付書類	1 補助金所要額調書(別紙1-1) 2 対象経費支出予定額積算内訳書(別紙1-2) 3 研修実施事業計画書又はキャリアアップ支援事業実施計画書(別紙2) 4 歳入歳出予算書(別紙3) 5 次に掲げる書類 ア 研修内容がわかる書類(研修日程表、研修資料等)の写し イ 役員名簿 6 その他()
消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)	① 補助金交付額の算定 <input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定 <input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定 ② ①で「消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由 <input type="checkbox"/> 免税事業者である <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である <input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える <input type="checkbox"/> その他()

補助金所要額調書

法人名・団体名

補助対象事業区分		補助対象経費	対象経費 支出す定額 (A)	寄附金 その他の収入額 (B)	差引後支出す定額 (C) = (A-B)	補助基準額 (D)	選定額 (E) (C)とDを比較して、いずれか 小さい方の額	補助金所要額 (F) (E)定額 (D)未満の場合 (千円未満は切捨て)
(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修事業	介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施に要する費用	1. 給料 2. 職員手当等 3. 報酬 4. 旅費 5. 研修費 6. 宿費 7. 需用費 8. 印刷製本費、燃料費、会議費、 9. 役員報酬、通信運搬費、手数料、 10. 使用料、保険料) 11. 賃借料 12. 委託料 13. 備品購入費 14. その他市長が適当と認めるもの						
	(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象とした研修事業	外国人介護人材受入施設等職員を対象とした研修の実施に要する費用						
(3) キャリアアップ支援事業	介護職員としてさらなるステップアップを図るために必要な介護に関する研修費用	1. 助成金 2. その他市長が適当と認めるもの						
合計								

(注) B欄には、使途を当該事業に限定した寄附金等があれば、記入すること。

(注) (3) キャリアアップ支援事業のB欄には、30,000円に実受講者数を乗じて得た額を記載すること。

対象経費支出予定額積算内訳書

法人名・団体名	
---------	--

補助対象事業区分	補助対象経費	科目	用途	単価 (円)	回数 (数量)	金額 (円)	備考		
(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等事業	介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施に要する費用								
(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業	外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施に要する費用	1 給料							
		2 職員手当等							
		3 報酬							
		4 共済費							
		5 報償費							
		6 旅費							
		7 需用費 (消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)							
		小計							
		8 会議費							
		9 役員費 (雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料)							
		10 使用料							
		11 貸借料							
		12 委託料							
		13 備品購入費 (単価30万円以上の備品を除く。)							
14 その他市長が適当と認めるもの									
小計									
(3) キャリアアップ支援事業	介護職員としてさらなるステップアップを図るために必要な介護に関する研修費用	1 助成金							
		2 その他市長が適当と認めるもの							
		小計							
合計									

(注) 科目の欄には、補助対象経費の給料、職員手当などの科目を記すこと。

上記の積算額は、(税込額 ・ 税抜額)である。

(別紙2)

研 修 実 施 計 画 書

法人名・団体名	
連絡先(担当者)	担当者名： 電話番号： メールアドレス：

実施事業	(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における 1号特定技能外国人を対象とした集合研修等事業
事業開始予定日	
事業完了予定日	

研修タイトル	
研修内容等	【研修のねらい】 【到達目標】 【研修内容】
研修期間	
研修実施回数・時間等	
研修実施会場	
研修周知方法	※研修受講者の募集にあたっては、特定の法人で就労する者に限定せず、市内に広く周知すること。
研修体制 (講師について)	
研修教材 (教材の内容や 選定方法等について)	
研修受講人数	技能実習生 _____名 1号特定技能外国人 _____名
研修成果の確認方法	

※研修の時間割や配布資料等、研修内容について具体的に分かるものを添付すること。

(別紙2)

研修実施計画書

法人名・団体名	
連絡先（担当者）	担当者名： 電話番号： メールアドレス：

実施事業	(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業	
事業開始予定日		
事業完了予定日		

研修タイトル	
研修内容等	【研修のねらい】 【到達目標】 【研修内容】
研修期間	
研修実施回数・時間等	
研修実施会場	
研修体制 (講師について)	
研修教材 (教材の内容や 選定方法等について)	
研修受講人数	_____名

※研修の時間割や配布資料等、研修内容について具体的に分かるものを添付すること。

(別紙2)

キャリアアップ支援事業実施計画書

法人名・団体名	
連絡先（担当者）	担当者名： 電話番号： メールアドレス：

実施事業	(3) キャリアアップ支援事業	
事業開始予定日		
事業完了予定日		

助成対象者

氏名	受講した集合研修名	集合研修の修了日
対象者が特に優秀と認められるまたは一定の介護技能及び日本語能力を有する理由		
目指すキャリアアップの姿		

受講予定の研修について

研修名	
研修実施機関名	
研修内容	
研修時期	

※助成対象者ごとに計画書を作成すること。

(別紙3)

(法人名・団体名：)

歳入歳出予算書

1 歳入の部

区 分	予算額 (円)	備 考
計		

2 歳出の部

区 分	予算額 (円)	備 考
計		

(第2号様式)

船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付決定通知書

第 年 月 号 日

申請者 所在地
法人名・団体名
代表者職・氏名

様

船橋市長

印

年 月 日に申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度
交付決定額	円
交付条件	1 事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を得ること。
	2 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を得ること。
	3 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。
	4 船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。

上記決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

(第3号様式)

船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地
法人名・団体名
代表者職・氏名

印

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金について、当該事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱第11条の規定により承認を申請します。

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

(第4号様式)

船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
法人名・団体名
代表者職・氏名

印

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金について、当該事業を完了したので、船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

実施事業 (該当するものに○)	(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等事業 (2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業 (3) キャリアアップ支援事業
補助金精算額	円
添付書類	1 補助金所要額精算書(別紙4-1) 2 対象経費支出額精算内訳書(別紙4-2) 3 研修実施事業実績報告書又はキャリアアップ支援事業実績報告書(別紙5) 4 歳入歳出決算書(別紙6) 5 次に掲げる書類 ア 研修内容がわかる書類(研修日程表、研修受講者名簿、研修資料等)の写し イ 契約書等支出証拠書類の写し ウ 受講した研修の修了証(外部研修の場合)の写し又は受講者のアンケート(内部研修の場合)((3)キャリアアップ支援事業に限る。) 6 その他()
消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)	① 補助金精算額の算定 <input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金精算額を算定 <input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めて補助金精算額を算定 ※消費税額の申告による補助金に係る仕入控除税額(補助金返還相当額)の確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります(返還額が0円の場合も含む)。 ② ①で「消費税額を補助対象経費に含めて補助金精算額を算定」を選択した理由 <input type="checkbox"/> 免税事業者である <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である <input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える <input type="checkbox"/> その他()

補助金所要額精算書

法人名・団体名	
---------	--

補助対象事業区分	補助対象経費	経費支出済額 (A)	その他の収入額 (B)	差引後支出済額 (C) = (A-B)	補助基額 (D)	選定額 (E) (ことごとを比較して小さい方の額)	補助金所要額 (F) (E) 定額 (千円未満は切り捨て)	交付決定額 (G)	補助金受入済額 (H)	補助金不足額 (I) = (F-H)
(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修事業	1 給料 2 福利手当等 3 報酬 4 共済費 5 雑費 6 旅費 7 雑用費 (消耗品費、燃料費、食糧費、 8 会費 9 印刷費、光熱水費) 10 雑費 11 雑費 12 委託料 13 雑費 14 その他市長が運営と認めるもの									
(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象とした研修事業	外国人介護人材受入施設等職員を対象とした研修の実施に要する費用									
(3) キャリアアップ支援事業	介護職員として活躍する外国人介護人材の確保に必要となる研修費用									
合計										

(注) B欄には、使途を当該事業に限定した寄附金等がなければ、記入すること。
 (注) (3) キャリアアップ支援事業のD欄には、30,000円に実受講者数を乗じて得た額を記載すること。

対象経費支出額精算内訳書

法人名・団体名	
---------	--

補助対象事業区分	補助対象経費	科目	用途	単価(円)	回数(数量)	金額(円)	備考	
(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等事業	介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施に要する費用							
(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象とした研修事業	外国人介護人材受入施設等職員を対象とした研修の実施に要する費用	1 給料						
		2 職員手当等						
		3 報酬						
		4 共済費						
		5 報償費						
		6 旅費						
		7 需用費 (消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)						
		小計						
		8 会議費						
		9 役員費 (雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料)						
		10 使用料						
		11 賃借料						
		12 委託料						
		13 備品購入費 (単価30万円以上の備品を除く。)						
14 その他市長が適当と認めるもの								
小計								
(3) キャリアアップ支援事業	介護職員としてさらなるステップアップを図るために必要な介護に関する研修費用	1 助成金						
		2 その他市長が適当と認めるもの						
小計								
合計								

(注) 科目の欄には、補助対象経費の給料、職員手当などの科目を記すこと。

上記の積算額は、(税込額 ・ 税抜額) である。

(別紙5)

研 修 実 施 事 業 実 績 報 告 書

法人名・団体名	
連絡先（担当者）	担当者名： 電話番号： メールアドレス：

実施事業	(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における 1号特定技能外国人を対象とした集合研修等事業	
事業開始日		
事業完了日		

研修タイトル	
研修内容等	【研修のねらい】 【到達目標】 【研修内容】
研修期間	
研修実施回数・時間等	
研修実施会場	
研修周知方法	※研修受講者の募集にあたっては、特定の法人で就労する者に限定せず、市内に広く周知すること。
研修体制 (講師について)	
研修教材 (教材の内容や 選定方法等について)	
研修受講人数	技能実習生 _____名 1号特定技能外国人 _____名
研修成果の確認方法	

※研修の時間割や配布資料等、研修内容について具体的に分かるものを添付すること。

(別紙5)

研 修 実 施 事 業 実 績 報 告 書

法人名・団体名	
連絡先（担当者）	担当者名： 電話番号： メールアドレス：

実施事業	(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業	
事業開始日		
事業完了日		

研修タイトル	
研修内容等	【研修のねらい】 【到達目標】 【研修内容】
研修期間	
研修実施回数・時間等	
研修実施会場	
研修体制 (講師について)	
研修教材 (教材の内容や 選定方法等について)	
研修受講人数	_____名

※研修の時間割や配布資料等、研修内容について具体的に分かるものを添付すること。

(別紙5)

キャリアアップ支援事業実績報告書

法人名・団体名	
連絡先（担当者）	担当者名：
	電話番号：
	メールアドレス：

実施事業	(3) キャリアアップ支援事業	
事業開始予定日		
事業完了予定日		

助成対象者

氏名	受講した集合研修名	集合研修の修了日
対象者が特に優秀と認められるまたは一定の介護技能及び日本語能力を有する理由		
目指すキャリアアップの姿		

受講予定の研修について

研修名	
研修実施機関名	
研修内容	
研修時期	

※助成対象者ごとに実績報告書を作成すること。

(別紙6)

(法人名・団体名：)

歳入歳出決算書

1 歳入の部

区 分	決算額 (円)	備 考
計		

2 歳出の部

区 分	決算額 (円)	備 考
計		

(第5号様式)

船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付確定通知書

第 年 月 日

申請者 所在地
法人名・団体名
代表者職・氏名 様

船橋市長 印

年 月 日付で実績報告のあった事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

交付決定日	年 月 日	番 号	第 号
補助年度	年度		
交付決定額	円		
補助金所要額	円		
交付確定額	円		
補助金支払済額	円		
交付精算額	円		

(第6号様式)

船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
法人名・団体名
代表者職・氏名

印

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金について、船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

請求金額	円
------	---

補助金振込先

預金種別	
振込先	
振込口座番号	
名義人	

(第7号様式)

船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
法人名・団体名
代表者職・氏名

印

年 月 日付け第 号で交付確定のあった 年度船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金について、船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

補助金交付確定額	円
消費税額の申告により 確定した 船橋市外国人介護人材受入 支援事業補助金に係る 仕入控除税額 (補助金返還相当額) (※消費税の申告義務がない 場合も0円と記載すること)	円 ※0円の場合はその理由について <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 消費税の申告義務がない <input type="checkbox"/> 簡易課税方式による申告を行っている <input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える <input type="checkbox"/> その他(返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など)
添付書類	1 返還額算出シート(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要。) 2 添付書類チェック表及び該当書類のとおり